

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書

松 本 寿三郎

はじめに

周知の如く、近世肥後国では天正一六年の豊臣秀吉の家臣らによる太閤検地をはじめとして、数回の検地が行われ、とくに熊本藩領に関しては天正一七年の検地帳をはじめ、慶長期、寛永期、宝曆期、天保期の検地諸帳^①が残されている。これら検地諸帳はいうまでもなく近世農村における農民の土地所有を示すものであり、史料に乏しい農村においては村落構造を解き明かすほとんど唯一の史料とも言うべきものである。検地帳が農村支配の基礎台帳であり、石高制社会たる近世国家―藩―においては検地帳のデータは基礎的な数値であると言わねばならない。ところがこの基礎的台帳たる検地帳は現実にはこれを年代的に対比すれば農村の変化発展が捉えられるものとはなっていない。それぞれの検地帳は形式的には検地諸帳^②として一括されているが、それぞれ成立の事情を異にしており、性格によって記載の内容を異にするからである。肥後の検地帳研究のなかでもっとも成果をあげたのは、慶長九年九月の検地帳が実際に行われたものでなく天正の上使衆検地の結果によるものである点を明らかにしたことであろう。寛永一一年の「肥後国郷帳」の村高が慶長九年の村高と一致することに着目した圭室諦成^③氏は郷帳の村高をこの検地に求めたが、「肥後国検地諸帳目録」解説^④(松尾剛)は慶長九年九月の検地帳は検地の型式を欠きむしろ高帳的な意義を有するものであるとした、その後花岡興輝・森山恒雄氏らに

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書(松本)

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書（松本）

よって天正検地帳との関係が論議⁵されるにいたって、むしろ御前帳に関わるものとして理解されるようになった。花岡氏は天正検地帳を基礎としたもので、幕府へ提出された郷帳の控えと見ている。一方森山氏は花岡氏の天正検地を一七年とみて、そうではなく一七年検地に先行する上使衆検地帳であると力説している。

一、慶長九年九月の検地帳の田畑と登録人

慶長九年九月検地帳（以下慶長検地帳と略称する）は、中世村落を再編成して作りあげた近世初頭の天正期の農村の実態を表現しているに違いない。したがって天正検地帳と慶長検地帳を比較検討すればこの期の農村の復元が可能ならずである。一九五〇年代の「太閤検地論争」以後検地帳の研究が爆発的に進められながら、農村構造の解明に一定の効果しかあげえなかったのは、検地帳の分析が郷村帳ないし御前帳の段階でストップしたためである。その裏には検地帳の数値がかならずしも整合しないという検地帳に対する信頼度の問題もあった。しかし数値が不整合であるからとして、検地帳を抜きにして農村の実態に迫ることは困難である。その意味で、慶長九年九月の検地帳を中心にすえて本格的に近世初頭の村落を取り上げる必要がある。

天正検地帳と慶長検地帳の数値が異なるという立場をとる森山氏は、摘出した四七ヶ村について田・畠・惣分米高について詳細な比較をしてそれを証明した。

私は前稿で菊池郡の村々に関して両者の類似性を指摘したが、本稿では前回触れることがなかった山鹿郡の村々について検討してみたい。まず一例として上吉田村の天正一七年検地帳と慶長九年検地帳を対比してみると次の如き結果を得る。

村高について 慶長検地帳も天正検地帳も田畑面積は同じであるが、田方は慶長検地の方が七石六斗余多く、畠方はその分だけ天正検地のほうが多い。また天正検地の田方高には五六石五四二の集計ミスがある。この村は天正検地帳によれば始めから三三枚目までの并河佐近右衛門の知行地六〇三石の上吉田村と、三四枚目から五六枚目までの平野角大夫

表1-1 山鹿郡上吉田村

慶長9年9月 検 地					天正17年 検 地				
名 跡 人	所 持 高	備 考	名 跡 人	所 持 高	備 考	名 跡 人	所 持 高	備 考	考
庄 屋	82石1617	ヤ	庄 屋	113石4233	ヤ	庄 屋	113石4233	ヤ	上吉田
大 良 原	43.77765	ヤ	樽 原	62.1931	ヤ	樽 原	62.1931	ヤ	
中 屋 敷	34.35608	ヤ	中 屋 敷	35.528	ヤ	中 屋 敷	35.528	ヤ	
登 葉	33.56674	ヤ	か や は	41.48982	ヤ	か や は	41.48982	ヤ	
下 屋 敷	31.0651	ヤ	下 屋 敷	28.4307	ヤ	下 屋 敷	28.4307	ヤ	
市 瀬	27.63116	ヤ	市 瀬	68.3649	ヤ	市 瀬	68.3649	ヤ	
十 福 寺	26.14378	ヤ	十 福 寺	9.869	ヤ	十 福 寺	9.869	ヤ	
米 原	24.8155	ヤ	米 原	38.2235	ヤ	米 原	38.2235	ヤ	
和 泉	23.6701		い つ み	13.140		い つ み	13.140		
皆 川	21.8415	ヤ	皆 川	50.415	ヤ	皆 川	50.415	ヤ	
内 匠	14.42342	ヤ	た く み	0.22		た く み	0.22		
四 郎 兵 衛	13.40154	ヤ	四 郎 兵 衛	6.789		四 郎 兵 衛	6.789		
拾 良 三	11.34313		十 良 三	0.904		十 良 三	0.904		
小 屋 敷	9.8041	ヤ	小 屋 敷	4.5574		小 屋 敷	4.5574		
乘 福 寺	7.9017		乘 福 寺	14.6475		乘 福 寺	14.6475		
源 十 郎	7.64473		源 十 郎	0.8	ヤ	源 十 郎	0.8	ヤ	
仏 山	0.522	ヤ	仏 山	9.5355	ヤ	仏 山	9.5355	ヤ	
山 中	0.23998		山 中	6.147		山 中	6.147		
			幸 福	14.076		幸 福	14.076		
			三 九 郎	2.210		三 九 郎	2.210		
			与 三 兵 衛	1.534		与 三 兵 衛	1.534		
			ひ か し	0.8481	下吉田カ	ひ か し	0.8481	下吉田カ	
			隆 円	0.48	ヤ	隆 円	0.48	ヤ	
			横 道	2.522	ヤ	横 道	2.522	ヤ	
			源 七	0.22		源 七	0.22		
小 園	89.41631	ヤ	お そ の	64.6555	ヤ(以下名塚)	お そ の	64.6555	ヤ(以下名塚)	
庄 屋	41.39407	ヤ	庄 屋	47.0115	ヤ	庄 屋	47.0115	ヤ	
追	35.1015	ヤ	さ こ	30.145	ヤ	さ こ	30.145	ヤ	
中 尾	34.9324	ヤ	中 尾	30.853	ヤ	中 尾	30.853	ヤ	
柿 木	21.86698		柿 木	11.8636	ヤ	柿 木	11.8636	ヤ	
勘 解 由	11.46482		勘 解 由	0.57		勘 解 由	0.57		
神 主	11.3194	下吉田	神 主	7.722	下吉田	神 主	7.722	下吉田	
源 十	10.8407		源 十 分	8.106		源 十 分	8.106		
甚 左 衛 門	8.09604		甚 左 衛 門	7.525		甚 左 衛 門	7.525		
三 郎 丸	7.926	下吉田	三 郎 丸 分	1.848	下吉田	三 郎 丸 分	1.848	下吉田	
平 田	6.73134		平 田 分	13.3555		平 田 分	13.3555		
九 郎 兵 衛	5.204		九 郎 兵 衛	0.5		九 郎 兵 衛	0.5		
中 そ の	4.7374		中 そ の 分	8.987		中 そ の 分	8.987		
甚 兵 衛	3.38548		甚 兵 衛	23.339		甚 兵 衛	23.339		
弥 右 衛 門	1.7067		弥 右 衛 門	8.847		弥 右 衛 門	8.847		

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書(松本)

表1-2 慶長9年・天正17年一方の検地帳だけの名請人

慶長9年のみ

善 介	9.5601	ヤ	喜 三	1.0874	
源五左衛門尉	7.8717	ヤ	堀 内	0.84	隣 村
井 上	6.0938	ヤ	治 部	0.832	
新 十	3.738	ヤ	刑部左衛門	0.8	
源 三 郎	19.35797		今 田	0.6966	隣 村
掃 部	15.71044		忠 八 郎	0.624	
藤 七	11.3487		市 介	0.5227	
甚 七	10.78		又 次	0.442	
主 殿	9.69812		隼 人	0.4	
兵 部	9.2674		右 近	0.3734	
石 見	7.92		弥 介	0.245	
喜三兵衛	7.72539		源 兵 衛	0.21	
織 部	7.02		九 郎 次	0.1492	
左 衛 門	6.7369		又 三 郎	0.0917	
小 辺 田	5.2067		与 十	0.0817	
大 膳	3.9807				
上 輪 寺	3.8133				
地 蘭	3.52	下吉田			
清 蔵	3.0693				
鍛 治	2.6507		天正17年のみ (名塚村分)		
新 十 郎	2.6334		三右衛門尉	54.7665	
孫 四 郎	2.56		新右衛門尉	27.522	
拾 介	2.53		次 郎 兵 衛	20.556	
九郎右衛門	2.4567		甚右衛門尉	12.088	
与 四 郎	2.3173		右 衛 門 尉	6.37	
源 六	2.24		市右衛門尉	3.702	
与 十 郎	2.16		兵部右衛門尉	2.887	
治部左衛門尉	2.072	下吉田	弥 太 郎	2.502	
新 五 郎	2.0		余 市 分	1.84	
八 郎 五 郎	1.8774		与 三 兵 衛	1.275	
権 介	1.84		新 兵 衛	1.208	
孫左衛門	1.6694		四 郎 左 衛 門	1.06	
三 郎 四	1.6234		善 吉	0.33	
喜 三 郎	1.43		中 務 分	0.224	
左 京	1.32		弥 左 衛 門	0.22	
正 法 寺	1.232	下吉田	善 九 郎	0.15	
			安 右 衛 門	0.015	

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書 (松本)

表1-3 上吉田村の田畠高

慶長9年9月検地帳	天正検地帳(天正17.7)
田 60町7反8畝23歩	田 60町0反2畝27歩
724石3斗9升2合3勺2才	665石4斗1升0合7勺
畠屋敷 27町0反7畝23歩	畠屋敷 27町8反7畝18歩
177石2斗8升2合7勺7才	184石9斗1升3合5勺
合 87町8反6畝16歩	合 87町8反6畝16歩
	906石8斗6升9合6勺2才
	内 5石1斗 高不足
901石6斗7升5合0勺9才	901石7斗6升9合6勺2才
507筆	651筆

の知行地三〇三石八斗余の名塚村からなり、村ごとに異筆で記載されている。天正検地高は惣高九〇六石余とするが高不足分五石壹斗を差し引くと、慶長検地帳及び慶長国絵図、「肥後国郷帳」の高九〇壹石と一致する。

名請け人 天正検地帳の記載にしたがえば名請け人のうち、上吉田村に属するもの二五人(内屋敷持ち一三人、下吉田村からの入り作一人)、名塚村に属するもの三二人(内屋敷持ち七人、下吉田村からの入り作二人)計五七人であり、屋敷持ちでも入り作でもない三四人が無屋敷登録人である。そのうち上吉田村の幸福は字幸福に田畠を持っておりここに屋敷を構えたものと思われるが屋敷の登録はなされていない。このように村内に居を構えていながら屋敷持ちになっていないものがあると思われるが、明らかにできない。

一方、慶長検地帳の名請け人は八四人で、そのうち上吉田村に属すると思われるもの一八人、名塚村に属するもの一五人、そのどちらかはつきりしないが屋敷を構えているもの四人、無屋敷登録人は四七人である。このうちには備考に記したように隣村の屋敷である今田、堀内を名乗るものと下吉田村の住人と思われるもの五人が含まれる。上吉田村は東・北・西を山にして他村と隔絶しており、もともと下吉田村とは同一の村であったので相互に出入り作は濃厚であったと考えら

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書(松本)

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書（松本）

れるが、今のところ何とも説明のしようがない。両検地帳の名請け人を年次で比較してみると、慶長検地帳（実は天正一六年検地帳の写し）の八四人は天正検地帳では五七人に整理されたと表現できるであろう。

上吉田村天正検地帳の特色の一つは名請けが屋敷名でなされていることである。とくに屋敷持ちで大高持ちが多い。屋敷地を二ヶ所もつ者もいる。これらの屋敷は後に枝村とされるものが多いが、中世末期の村落形態を残しているものである。こうした村落は慶長九年検地帳の村に散見する。山本郡大井村⁽¹¹⁾は竈主八人のうち庄屋と八郎右衛門を除くおその・上分・小屋敷・たなた・ひかし・八郎丸の六人が屋敷名で登録しており、それは慶長一三年検地帳⁽¹²⁾にもそのまま踏襲されている。今藤村では北名・西名などの名もみえる。こうした屋敷名による登録者の場合は、大高持ち、複数の広大な屋敷地を所持することも少なくなく、牛馬を所持しての家父長制的な複合家族による経営が考えられる。百姓名主に系譜をもつ存在といえよう。こうした経営のなかでは内部に抱えられた家族（隸属する家族ないし隸属農民）はもし耕作地を所持したとしても無屋敷登録人たらざるを得ない。もう一つは例示した幸福のように屋敷地として登録された土地以外に屋敷（住居）を構えた場合である。検地帳ではこの場合無屋敷登録人としてしかカウントされない。上吉田村のように地形上他村との出入り作が困難な村の場合、村人の半数に及ぶ入り作は考えられないので、無屋敷登録人のかなりの数がこの部類にはいるのではあるまいか。このことは検地の方式とも関わるので後述する。

一筆毎の耕地の規模 上吉田村の田畑は八七町八反余である。慶長検地帳では五〇七筆であるが、天正検地帳では六五一筆になっている。田畑の面積は変わらない訳だから、天正検地帳の田畑一筆は慶長検地帳よりも細分化されていることになる。実際に当たってみると慶長検地帳の一筆が二ないし三筆に分割されているのである。慶長検地帳の耕地の規模は表2に示す通りである。

大は一町以上から小は一〇歩までまんべんなく分布しているが、これは果たして現実の一筆毎の田畑の測量の結果なのであろうか、俗に「太閤検地」は豊臣秀吉の家臣が検地奉行となり田畑を一筆ごとに余すところなく測量したといひ、肥

表2 慶長9年9月山鹿郡上吉田村の田畠（1筆の規模）

	上田	中田	下田	上畠	中畠	下畠	山畠	屋敷	計
1町以上		1	2				1		4
9段"									
8"	2	1	1	1					5
7"	1	1	1	1	1				5
6"		5		1	1				7
5"	4	1	1		1			1	8
4"	3	3	4	1					11
3"	6	6	7	4	1	1		1	26
2"	12	21	24	8	4	1	2	3	75
1"	34	38	41	18	14	9	9	12	175
5畝"	16	9	17	16	10	14	11	4	97
5畝以下	9	11	16	11	12	13	18	4	94
計	87	97	114	61	44	38	41	25	507

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書（松本）

後国でも秀吉の家臣が上使として派遣され、彼らの手によって検地されたという、しかし肥後国の上使衆の検地は一筆毎の検地ではなかったのではないかとと思われるふしがある。それは検地帳に登録された田畑の一筆の広さである。通常田畑は多くは自然の地形によって広さが制約されるが、また農作業の都合によって余りにも広い田畑は数筆に分筆されるのが常である。作物によって田畑の適正な広さは異なるであろうが、手作業に依存した当時の田畑の広さは一〜二反が限度といったところではあるまでか。その意味で上吉田村の田畑が一反代に濃厚に分布している状態は肯づける。問題は農作業の手に余る広い田畑の存在である。機械化が進んだ現在でも適正規模は一筆三〇アルすなわち三反である。当時としては三反の田畑は不便なものであったに違いない。まして五反以上の田畑は有りえないのではないか。この村の五反以上の田畑は表4の通りである。

下吉田村の場合 慶長検地帳と天正検地帳¹³の記載はほとんど同じである。書き出しのページと末尾

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書（松本）

の敷行をあげてみよう。

慶長検地帳

上田 貳段壹畝拾六歩 石七斗九升九合三勺三才 庄屋

上田 九段四畝拾貳歩 拾貳石貳斗七升貳合 三郎丸

上田 七段八畝 拾石壹斗四升 庄屋

上田 四段七畝拾六歩 六石壹斗七升九合三勺四才 同人

上田 貳段 貳石六斗 西名

上田 貳町六段八畝廿八歩 三拾四石九斗六升壹合三勺四才 同人

.....(中略).....

壹段六畝廿四歩 石三斗四升四合 地園

四畝 三斗貳升 神主

六畝 四斗八升 新次

四段拾六歩 三石貳斗四升貳合六勺六才 庄屋

田方高

合四拾町壹段七畝拾三歩

分米四百八拾三石壹斗六升

畠方屋敷高

合貳拾三町三段八畝廿歩

内山畠貳町五段壹畝拾貳歩

分米百五拾壹石貳斗壹升四勺

田島二口合

六拾三町五段六畝三歩

分米六百三拾四石二斗七升四勺

天正檢地帳

やしきノ下

上 貳反壹畝拾六歩

田貳石七斗九升九合四勺四才

庄屋

たなた

上 三反拾貳歩

田三石九斗六升七勺六才

三ノ丸

同所

上 六反四畝

田八石三斗貳升

同

さこ田

上 七反八畝

田拾石壹斗四升

庄屋

ミそそへ

上 四反七畝拾六歩

田六石壹斗七升九合四勺四才

同

たなた

上 貳反

田貳石六斗

同

.....(中略).....

近世初頭の肥後國檢地帳における村落把握についての覚書(松本)

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書（松本）

壹反六畝廿四歩

壹石三斗四升四合

地園

四畝

三斗二升

神主

六畝

四斗八升

新次

四反拾六歩

三石貳斗四升貳合七勺二才

庄屋

以上

田数合三拾九町八段四畝九歩

分米四百八拾三石壹斗六升

畠数合貳拾壹町貳反六畝廿二歩

分米百三拾四石貳斗五升五合六勺七才

屋敷合貳町壹反壹畝廿八歩

分米拾六石九斗五升四合七勺六才

田畠やしき共ニ

惣合六拾三町貳反三畝

分米六百三拾四石三斗七升四合六才

天正十七年七月廿三日

窪田藤兵衛

竿帳ノウツシ

両検地帳は天正帳が一筆毎の下名を備えるほか同一のように見えるが、慶長検地帳は三〇二筆であるのに、天正帳は三五四筆である。例示したように記載の順番は同一であり筆数の増加や内容の変化は具体的におさえられる。その結果慶長

表3-1 慶長9年9月 下吉田村名請人

名 請 人	田 畠 高	備 考	名 請 人	田 畠 高	備 考
庄 屋	96石70774	ヤ	柿 木	2石97	①上吉田
地 蘭	63.06843	ヤ	新 十 郎	2.5761	
西 名	59.53667		三 郎 四 郎	2.37067	
三 郎 丸	54.58937	ヤ	又 三 郎	2.19	①
神 主	52.92659	ヤ	藤 十 郎	2.1423	
左 京	22.5427	ヤ	井 上	2.09	①上吉田
助 三 郎	22.21247		弥 三 郎	1.705	①
新 次	20.8141	ヤ	平 田	1.68	
源 四 郎	20.18885		米 原	1.6207	①上吉田
甚 兵 衛	19.62319	ヤ	市 野 瀬	1.606	①上吉田
次 郎 三 郎	18.57644		源右衛門尉	1.3273	
惣治左衛門尉	17.42599	ヤ	主 税	1.248	①
源 七 郎	17.29877	ヤ	甚 介	1.21	①
十 郎 三 郎	15.99402		八 郎 四 郎	1.1094	①
源 内	15.6955	ヤ	治部左衛門尉	0.92	ヤ
弥 八 郎	14.64572		八 郎 三 郎	0.858	①
立 泉 寺	12.905		萱 葉	0.8067	①上吉田
与 三 郎	7.3389		孫 九 郎	0.8017	
ひ な 川	6.8511		名 塚	0.66	①上吉田
小 屋 敷	6.66687	上吉田	市 郎	0.6203	①
和 泉	6.2313		正 法 寺	0.53866	ヤのみ①
刑部左衛門尉	5.192		弥 十 郎	0.5	①
中 屋 敷	5.1223	上吉田	弥左衛門尉	0.39906	
た く み	4.68923		九 郎 次 郎	0.3	①
権 九 郎	4.20667		右 京	0.28	①
尾 蘭	4.0783	上吉田	舎 人	0.2467	①
九 郎	4.06467	①	又 十 郎	0.12	①
中 蘭	3.45168				

ヤは屋敷所持 ①は一筆のみの所持

近世初頭の肥後国檢地帳における村落把握についての覚書（松本）

表 3-2 下吉田村居屋敷の変化

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚悟(松本)

慶長9年9月		天正17年	
庄 屋	4段0畝16歩	庄 屋	4反0畝16歩
三 郎 丸	3. 9. 0	三 郎 丸	2. 5. 0
		西村名子刑部左衛門	1. 4. 0
左 京	2. 3. 22	左 京	1. 1. 0
		四 郎 兵 衛	4. 10
		なこやしき	8. 12
地 菌	1. 6. 24	地 菌	1. 6. 24
惣次左衛門尉	1. 5. 04	惣次左衛門尉	1. 5. 04
源 内	1. 2. 12	織 部	1. 2. 12
治部左衛門尉	1. 1. 0	治部左衛門尉	1. 1. 0
源 七 郎	1. 0. 20	源 七 郎	1. 0. 20
甚 兵 衛	8. 08	花 常 坊	8. 08
与 三 郎	7. 12	与 三 郎	7. 12
神 主	6. 16	なこやしき神主	6. 16
"	4. 00	神 主	4. 00
正 法 寺	6. 22	正 法 寺	5. 04
		同 寺 な こ	1. 18
新 次	6. 00	新 次	6. 00
弥 八 郎	3. 22	弥 八 郎	3. 22

帳の一筆を二筆にしたもの一ヶ所、三筆にしたもの五ヶ所、四筆にしたもの三ヶ所、一八筆を四三筆にしたヶ所があり、他に二筆を一筆に合筆一ヶ所、慶長帳の脱一ヶ所(上田一反六畝六歩庄屋)と二・三の名義変更がわかった。これらを突き合わせてみると、両帳は慶長検地(実は天正一六年実施)から天正一七年検地へのわずかの時間の推移の間における土地所有の変化を残しているものであることがわかる。

肥後国の検地が命ぜら

表4 5段以上の田畠所持(山鹿郡上吉田村)

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書(松本)

慶長9年9月				天正17年7月			
上田	5段7畝14	7石47066	庄屋	下田	7反0畝00	7反7	庄屋
下田	8.7.20	9.64336	"	下田	7.0.09	7.733	平田
中田	6.2.00	7.44	神主	上田	6.6.00	8.58	いつみ
中田	6.0.10	7.24	名塚	中畠	6.0.27	4.263	かやは
中田	7.2.14	8.696	柿木	下田	7.4.00	8.14	皆河
下田	12.2.18	13.48603	大良原	上畠	6.2.15	5.00	庄屋
下田	7.0.08	7.72936	内匠	やしき	5.7.09	4.584	"
上畠	7.0.28	5.6748	小齒	(上)			
上田	8.6.00	11.18	和泉	中畠	6.4.12	5.908	米原
中畠	6.0.28	4.2654	萱葉	下田	9.9.27	10.989	おその分
下田	5.9.20	6.56334	掃部	中田	5.2.00	6.24	神主分
中田	6.9.10	8.32	下屋敷	下田	5.7.00	6.27	右衛門尉
下田	9.1.00	10.01	小齒	中田	8.7.00	10.44	さこ分
中田	8.0.20	9.68	甚七	中田	8.5.00	10.20	中尾分
上田	7.4.12	9.6727	小齒				
中田	5.5.25	6.7	名塚				
中田	10.7.06	12.864	迫				
中田	6.7.18	8.112	中尾				
上畠	8.2.16	6.6027	庄屋				
下田	10.3.10	11.3667	皆川				
上畠	6.2.20	5.0134	中屋敷				
中畠	7.4.20	5.2267	米原				
上田	5.9.00	7.67	"				
中田	6.6.00	7.92	石見				
中畠	5.5.00	3.85	十福寺				
下山畠	12.0.00	1.8	太良原				
上田	5.5.00	7.15	源十				
上田	8.6.12	11.232	太良原				
屋敷	5.7.10	4.5867	庄屋				

近世初頭の肥後國検地帳における村落把握についての覚書（松本）

れたのは天正一六年一月二三日のことであった。上使の一人加藤清正は三月一日、同じく小西行長は三月二日にともに博多で神屋宗湛の振舞を受けているから、肥後に入るのはその後であり、他の上使衆もおなじころ肥後の各地の城に入ったであろう。したがって上使衆が検地に取りかかるのは三月初旬である。そして閏五月一五日には検地の結果に基づいて肥後は新しい領主加藤清正・小西行長に引き渡された。この間正味二ヶ月半である。大阪の秀吉への報告など考慮すれば検地は二ヶ月で完了しなければならぬ。上使衆一人当たりのノルマは五〜一〇万石約一〇〇〜二〇〇村である。玉名・山鹿両郡を担当した生駒親正は一〇万七〇〇〇石一五四村を担当したのであるから監督のため相当数の家臣を派遣したとしてもハードなスケジュールであり、村役人らに命じて検地帳を差し出させるのが精一杯ではなかったろうか。かくして上使衆の占領監督のもとに上使衆検地帳が作成されたと思われる。上使衆の検地奉行が一筆ごとに竿入れをしている時間的余裕はなかった。だからといってこの検地が御座なりの検地だったのではない、むしろ村役人等は彼らの土地所有の実態を要領よく書き上げたのではあるまいか。その結果が田畑一筆で捉えられるヶ所は一筆毎に、一塊として把握される田畑はそれを一筆としてまとめて書き上げたのではないだろうか。上吉田村の田畑のうちで一筆五反以上のものは表4の二九例である。現実これが一筆でなかったことは天正検地帳で分筆されて一三筆に半減していることで確認できる。差し出し検地の根拠として五反規模の田畑が適正であるか問題はあるが、手作業の能率からみて首肯できるところであろう。

慶長検地帳が上使衆監督のもとに村役人の作成になる指出検地であるとすれば、上吉田村に限らず五反以上の田畑が一般的に見られねばならない。そこで山本郡、玉名郡の諸村の検地帳を見ると、この推論が裏づけられる。（表5参照）

村により程度の差はあるが五反以上の田畑はほとんどの村に見られる。中でも一町以上の田畑の存在は常識はずれで、玉名郡桃田村では甚兵衛（中畑一町四反、下畑六町七反）、伊賀（中畑一町、下畑二町六反）、高野（上畑一町三反一畝、中畑二町一反一〇歩、下畑四町九反一畝、下畑六町五反八畝）の三人が突出しており、小野尻村では刑部（下田五町六反二畝、下田一町八反四畝）が大きい、こうした田畑は測量で得られるのではなく、日常の耕作のなかで計上され、すで

表5 1筆5反以上の田畑（山本郡・玉名郡）慶長9年9月

山本郡	1町以上	9反	8反	7反	6反	5反以上	／全筆数
舟島村	2			2	2	2	8/156
田原村	1	2	1	1	3	6	14/342
平野村				1		4	5/176
色出村	1	2		1	3	4	11/387
大塚村		1		1	1	2	5/191
宮原村	8	3		2	6	2	21/362
式田村	1		2	2	2	7	14/360
慈恩寺村					1		1/146
賀村					2		2/226
芦原村				1		3	4/307
鎧田村	8	2		2	5	8	25/335
草葉村			1			5	6/216
今藤村	6			3	1	4	14/331
鞍懸村	7	4		1	5	5	22/298
西山村	7	3	10	13	1	15	49/210
大井村	1				3	6	10/138
小野村			1	1	2	1	5/277
有泉村	3	1	1	3	3	4	15/412
平原村			2		2	2	4/157
玉名郡							
安楽寺村	1			3	2	8	14/1899
上小田村	1					2	3/675
迫間村				1	1	3	5/308
澗上村						3	3/238
月田村	1			1	5	3	9/93
冨尾村				1		1	2/461
石尾村				1			1/84
立山村			1		1	1	3/171
桃田村	10		2	2	3	1	24/630
小野尻村	2	2	2	1	2	3	12/237
梅檀河原村				1		2	3/71
小島村	3		4	7	6	8	28/471
濱村	1				1	1	3/369
河床村			1				1/453
河崎村	2	4	1		8	8	23/213
永徳寺村	3					1	4/51
亀甲村	1	1					2/45
岩崎村	3	1	2	2	3	4	15/200
立願寺村	4	1		1	5	2	13/218
秋丸村	1	4	1		1		7/37
築地村	1	1	1		4	12	19/589
中尾村						1	1/100
山田村			1		2	2	5/418

近世初頭の肥後國検地帳における村落把握についての覚書（松本）

近世初頭の肥後國検地帳における村落把握についての覚書（松本）

に村人達によって認識されている数字が、書き上げられたのである。このような広大な耕地を所持している階層を明らかにする必要があるが、他日のこととしよう。

二、天正一七年検地帳の性格について

上吉田村の慶長検地帳は田と畠の混在は見られるものの、屋敷方を末尾によせた肥後における慶長九年九月検地帳の形式である。ところが天正一七年の検地帳は記載の順序がまったく異なりどちらかと言えば名寄せ的な記載であり、屋敷は田畑の固まりの間1〜2筆ずつ散らばってに置かれている。個人別に田・畠・屋敷が名寄せされているのではなく、小字ごとに纏められているのでもない、それでいて大きくは上吉田村と名塚村にわけ、部分的には屋敷と田畠を名寄せしている変わった検地帳である。この帳は上吉田村の部分と名塚村の部分が別個に作成され合冊されたものである。何故そうした手間の掛かる作成の仕方をしたかという点、この帳は上吉田村総高九〇六石八斗余（内高不足五石一斗）のうち上吉田村六〇三石を并河佐近右衛門に、名塚村三〇三石八斗余を平野角大夫に給知として宛行ったのにもなって作成された検地帳なのである。

そのことを念頭においてこれを慶長検地帳と対比してみると、まず第一に永荒・田ヲ畠作など田畠の状態の変化の記載があげられる。トータルで田九町五反三畝二二歩、畠六町八反九畝五歩の荒引分と宍町宍反六畝二七歩の田ヲ畠作の分が出ている。給知は給人の収入を保証するものでなければならぬから、荒れ地を支給されても仕方がない、結局のところ荒れ地を差し引いた残りの土地からの免率を高めて収入を保証したのである。

第二に慶長検地帳に見られた多数の無屋敷登録人の整理があげられる。給知は土地と人畜を給付の対象としているから、多くの場合給人は百姓を的確に把握しようとするのである。上吉田村の場合慶長検地帳に見られた無屋敷登録人は収奪に耐え得ない存在であったのであろうか、その土地は多く屋敷持ちの村人（ここでは屋敷名を名乗る）に移動している。

前述のように慶長検地帳が村役人による現状の把握であるとするならば、検地の時期を考慮せねばならない。すなわち上使衆検地が行われたのは肥後国衆一揆の直後のことであった、この地からも当然一揆に駆り出されたに違いない、とすれば一揆に参加してそのままかえって来なかったものも少なくなかったであろう。寛永一五年の名塚村地無帳には無数の走り跡・無主出作地が記録されているが、国衆一揆後の山鹿郡一帯の農村もこうした状況であったのではなからうか。走り去った者達を村が走り跡と確定するのは年次を経てからのことであり、確定までの数年は彼の土地に対する義務（権利）は彼のもとに残されているのではないか、上吉田村の無屋敷登録人すべてをこういった走り人と決めつけるわけにはいかないが、中にはその部類も含まれている、それほど混乱期であったことを考えねばならない。だからこそ、年貢を収奪する給人の側からすれば、屋敷請けのような形で村支配が必要であったのである。土地を失った無屋敷登録人のあとはどうするかが急務だったのではなからうか。農民の中にはあるいは土地を手放して収奪の重圧から脱する事ができたことを喜んだものもいたかも知れないが、給人の要求は年貢収奪が可能な体制であり、そうした要請にこたえて村役人側は無屋敷登録人を整理し、年貢負担者となりうる作人に土地を割りつけたのではないか。

加藤清正の知行宛行 天正年間の加藤清正の知行宛行状は一七年五通、一八年三通ある。一七年の宛行状はいずれも八月二八日付でこの日一斉に下付された可能性が高い。そこから考えると一七年七月の検地は知行宛行を前提として、宛行状に付随する給知分検地帳として作成されたものではないか、上吉田村に関して言えば、天正検地帳に

高六百三石

給人并河佐近右衛門

上吉田村

高三百三十石八斗六升九合六勺貳才

給人平野角大夫

同名塚村

とあって、二人の知行高に対して上吉田村は五石壹斗高不足であることを明記している。

天正一七年八月二八日付けの宛行状の村高を郷帳の高と対比してみると、両者はきわめて類似しているが、きっちりと

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書（松本）

表6 加藤清正の知行宛行と郷帳高

	知行地	高	給人	出典 (總本 ^{出典} 料中 ^{出典})	郷帳高
天正16. 9. 1	田畠	100疋	藤崎宮神主	3-104	
天正17. 8. 28	阿蘇郡上山田村	327.37	小代下總守	1-187	
	下山田村	258,6			585,9677
	野中村	465,93			
	古閑村阿蘇品村	478,04			944,475
	隈崎村牛嶺村 おきのさこ村	423,3			
	大利村	254,3			254,02142
	合志郡田島村	2189,56			2255,064
	長村	810,0	下村勝介	2-636	817,5564
	菊池郡山崎村	121,0	安井猪介1-450		120
	木野村	1517,6	九鬼四郎兵衛尉	5-275	1517,599
	戸田村・高島村之内	520			521,266
	玉名郡平野村	450.0	窪田藤兵衛	3-242	448,425
	山鹿郡内都合	7116.0	山口与三右衛門	5-424	
天正17.12. 8		1000.0	庄林伊右衛門	5-425	
天正18. 7. 8	玉名郡上山田村	746,55	庄林伊右衛門	5-422	746,5552
	内田上村	1382,38			1382,38879
天正18. 7.27	山鹿郡小坂村	1000.0	小代下總守	4-189	971,0941
18. 8.11	益城郡田原村	350.0	宛名欠く	1-8	
文祿 5. 9. 4	南郷 白河村	200	加悦宗右衛門尉	3-3	
慶長 3. 9. 7	菊池郡薦入村	366	下川右衛門作	5-372	351,43466
3.10.23	詫麻郡今村	350	小森田大膳	4-177	233,023
4.10.18	菊池郡賀恵村	200	加悦助六	3-3	541,46
	合志郡井坂村	130	安部五兵衛	1-394	380,797
	住吉内	100			1686,079
5. 8.12	玉名郡下長田村	518	三池式部	4-478	517,717
5. 8.12	玉名郡井手村	1329余	庄林隼人	5-422	1329,618

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚悟(松本)

は一致しないという奇妙な結果を得る。まず小代下総守の知行目録の村は郷帳の村とは異なる。阿蘇郡上山田村・下山田村は郷帳では山田村としており、村高五八五石九斗六升七合七勺で、上・下山田村の知行高より二合三勺少ない。野中村・阿蘇品村・古閑村は郷帳では野中村九四石四斗七升五合であるが、目録では三ヶ村になっており高は五斗五合少ない。隈崎村・牛嶺村・おきのさこ村は郷帳に見えない村である。大利村は郷帳では二五四石二升一合四勺二才で二斗七升五合五勺八才不足する。清正が給付の単位とした村は阿蘇郡では郷帳の村ではなく郷帳の下の小村であった。ここでは清正は丁度郷帳の上吉田村のうち上吉田村を并河氏に、名塚村を平野氏に与えたように、阿蘇郡でも郷帳の下の小村であった。これら小村は郷帳にこそ登録されなかったが村人の生活実態のなかでは十分に機能していたのである。

近世初頭の村には、郷帳の村としても行政上も実態上も村として機能し完結している村もあれば、実態としては独立した集落でありながら行政上村として位置づけられない枝村もしくは小村的な存在の村もあった、上使衆検地は阿蘇郡では生活の村でなく大村を郷帳に捉えたのである。そして清正は郷帳の村を知行宛行の単位とせず敢えて小村を取り上げたのである。ここに郷帳の村と知行宛行の村の差がある。清正はいかなる理由に基づくのであろうか、またこうした村の選択にはいかなる意味があるのであろうか。

一つには村（地域集団）の直接的な把握があげられよう。天正一七年の検地帳は上吉田村検地では（狭義の）上吉田村と名塚村のそれぞれの庄屋の元で検地帳が別個に作成され、それを合冊したものであった。郷帳の上では一村であったがそれぞれの小村には庄屋が置かれそれなりに村として機能していたのである。法制上の村でなく生活の実態に即した村の把握が狙いなのではなからうか。こうして村の実態に即した検地帳を作らせるとそれは小村別の検地帳になるのであった。もちろん上使衆検地の村がすべて生活実態にそぐわない村だということではない、知行宛行が必ずしも村単位でなされるとは限らないので、知行宛行の検地帳が小村ごとに区分された阿蘇郡の各村や上吉田村が例外で、大部分の村は地理的・歴史的に実態的に村として纏まりを持った村かもしれない。

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書（松本）

安井猪介の知行地菊池郡山崎村は郷帳高・天正一七年検地帳高ともに一二〇石であるのに、知行高は一二一石であり、窪田藤兵衛の知行地玉名郡平野村は郷帳高四四八石四斗二升五合であるのに、知行高は四五〇石で一石五斗余の高不足である。天正一八年七月八日付けの庄林伊右衛門への清正判物は「玉名郡上山田村七百四拾六石五斗五升 内田上村千三百八拾式石三斗八升」であるが、上山田村は郷帳高七四六石五斗五升五合二勺、内田上村は山鹿郡上内田村のことで郷帳高一三八二石三斗八升八合七勺九才である。両村とも合以下が切り捨てられている。一八年七月二十七日小代下総守は南郷の内千石の替え地として山鹿郡小坂村に千石を宛行れたが、同村は郷帳高九七一石九升四合一勺であり、二八石九斗五合九勺の高不足である。また天正一八年八月一日付け加藤清正判物（宛名欠）は益城郡田原村三五〇石を宛行うものであるが、郷帳には田原村の記載はなく、「肥後国志草稿」によれば田原村は寺中村の小村だという。

以上のように見てくると、天正一七〜一八年の知行地の村高は、

1. 郷帳高と一致するもの
2. 郷帳高とかなり近い数値の村
3. 郷帳高の一部もしくは大部分を宛行われる場合
4. 郷帳高を上まわった高を宛行われる場合
5. 郷帳に表示されない、枝村・小村を宛行われる場合

などのケースがあるが、大きな村は大きな村なりに小村は小村なりに、村として歴史的・地理的な纏まりをもつ村を単位としたのである。

結び

以上、検地帳の分析による農村構造の解明をはかるにはまず検地帳の性格を捉え記載された情報を的確に把握すべきで

あるとの立場から、肥後国検地帳の基礎とすべき天正一六年の上使衆検地（豊臣秀吉の家臣等によってなされた太閤検地
Ⅱ慶長九年九月検地帳にそっくり残っている）と、翌一七年に加藤清正によってなされた内国検地を取り上げて、山鹿郡
上吉田村検地帳を主な史料として、検地帳の性格、検地の方法、村切りの基準、名請け人の把握、土地所有の実態などに
ついて検討した。

わずか一村の検地帳からではあるが、上使衆検地は従来考えられていたような、検地役人が一筆毎に厳重な測量によつて
検地したというイメージとは異なり、上使衆の監督のもとではあるが、村役人等が百姓の申し出に基づいて作成した、
いわゆる差し出し検地の部類にはいるのではないかとの結論を得た。また清正の天正一七年検地は上使衆検地を否定して
なされたものではなく、同年に行った知行宛行状交付に伴う給人知行地の検地帳であることを指摘した。知行地では前年
の検地の結果によらず給人庄屋に百姓の把握をさせているようであるが、特にこの地が国衆一揆の地であっただけに一年
の違いとは思えないほど名請け人に変化が見られる。なお、検地帳分析の隘路とされる多数の零細無屋敷登録人の解明に
はいたらなかった。

注1 熊本史学会編「肥後国検地諸帳目録」熊本県立図書館架蔵の検地帳の目録

2 熊本藩領の検地帳はおよそ次のように理解されている。

- ① 天正一六年の「太閤検地」は肥後国に派遣された上使衆によって国衆一揆鎮圧後なされたが、その分担地域、検地面積などを記録した「覚書」はあるものの、検地帳は現存しない。
- ② 天正一七年肥後国北部七郡を与えられた加藤清正は検地を行い、その検地帳の一部は現存する。但しそれらは原本の体裁をよく残した「写し」である。この検地帳が上使衆検地帳を反映しているか否かについては、議論が分かれている。
- ③ 慶長九年九月の検地帳は実際に行われたものではなく、天正一六年の上使衆検地の結果を写しあげたもので、製作年月日・作成者名・あて名を欠き、検地帳としての様式を完備していない。慶長御前帳として提出されたものの台帳もしくは控えである。しかし、この郡高・村高は表高となり、幕末まで通用する。
- ④ 慶長八年〜慶長一三年加藤熊本藩領でなされた検地は、実態に基づくもので現高（実高）と呼ばれ、以後領内での村高表示

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書（松本）

近世初頭の肥後国検地帳における村落把握についての覚書(松本)

高となる。慶長二年以後散発的になされた検地は、土地と帳簿の乖離を是正するためなされた地無し検地である。

⑤ 寛永一〇年代細川氏によりなされた地無検地は、農民の要求を踏まえた竿入れ検地で、蔵納地については寛永一二年、御給地に(給人知行地)については寛永一四一六一年に検地帳が作成された。御給知の地無帳は給人別に作成、もしくは村内の給人別に記載され、名譜人の記載も名寄せされることが少なくない。

⑥ 寛永一〇年の人畜帳の記載と一〇年代の地無帳の名譜人が僅かの年数の隔たりにかかわらず一致しない例が多い。

⑦ 宝曆期の検地(地引合)は、本田畑・新地・諸開の耕地について、それぞれ帳簿上の記載と現実の土地を照合・確認(地引合)して、地種ごとに三種の検地帳としたもので、一筆毎の丈量はしなかった。なお下名(小字)ごとに下名寄(下名の統合)を行い、下名寄帳を作成した。宝曆期の地引合に際して、一部の郡では寛永以来の検地帳・名寄帳を援用し、地引合検地を実施していない。

⑧ 文政く天保期の検地(再地引合地押)は、全耕地を統一的に地番を付し、帳簿と土地を照合・確認して一冊に仕立てたもので、一筆毎の丈量はしなかった。

3 熊本県史料集成1「肥後国郷帳」解題

4 前掲「肥後国検地諸帳目録」解説

5・7 松本「肥後国検地帳の再検討(一)」「(文学部論叢)第九号」参照

6 森山恒雄「肥後加藤氏の二つの検地(帳)と領知高―現説への基本的な疑問と再検討―」(「熊本史学五〇号」所収)

8 「山鹿郡上吉田村御検地御帳」整理番号二六七七、「九州肥後山鹿郡上吉田村」整理番号二六七八

9 熊本大学付属図書館寄託「永育文庫」蔵

10 大日本近世史料「肥後藩人畜改帳五」所収

11 18 熊本近世史の会編「肥後国検地帳の基礎的研究1」

12 同会編「基礎的研究2」

13 熊本県立図書館蔵「山鹿郡之内下吉田村御検地帳」整理番号二六八四、「九州肥後山鹿郡下吉田村」整理番号二六八五

14 「豊臣秀吉朱印状」(大日本古文書「相良家文書六九八号」)

15 細川藩政史研究会「熊本藩年表稿」天正一六年三〇四月の項によれば、上使衆が検地に従事したのは三月からである。

16 「豊臣秀吉朱印状」(熊本県史料中世篇第五)

17 「相良統俊肥後国検地覚書」(大分県史料8「所収成恒文書」)

19 玉名市歴史資料集第七集「玉名市検地帳集1」